

改 正 案

現 行

<p>目次</p> <p>第一章～第二章の二（略）</p> <p>第二章の三 建築設備士（第十七条の十八―第十七条の三十五）</p> <p>第二章の四 定期講習（第十七条の三十六・第十七条の三十七）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（実務の経験の内容）</p> <p>第十条 法第十四条第一号及び第四号の国土交通省令で定める建築に関する実務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築物の設計（法第二十一条に規定する設計をいう。第二十条の五第一項第一号において同じ。）に関する実務</p> <p>二 建築物の工事監理に関する実務</p> <p>三 建築工事の指導監督に関する実務</p> <p>四 次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関する実務</p> <p>イ 建築一式工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）別表第一に掲げる建築一式工事をいう。）</p> <p>ロ 大工工事（建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。）</p> <p>ハ 建築設備（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第三号に規定する建築設備をいう。）の設置工事</p> <p>五 建築基準法第十八条の三第一項に規定する確認審査等に関する実務</p> <p>六 前各号の実務に準ずるものとして国土交通大臣が定める実務</p> <p>2 第一項各号に掲げる実務の経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第二章の二（略）</p> <p>第二章の三 建築設備士（第十七条の十八―第十七条の三十五）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（実務の経験の内容）</p> <p>第十条 法第十四条第一号から第三号までの各号にいう建築に関する実務の経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。</p>
--	---

3 第一項各号に掲げる実務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

(二級建築士試験の基準)

第十三条 (略)

2 前項の基準によつて試験すべき事項を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 一五 (略)

十六 法及び建築基準法並びにこれらの関係法令に関すること

第二章の四 定期講習

(定期講習の受講期間)

第十七条の三十六 法第二十二條の二の国土交通省令で定める期間は、法第二十二條の二各号に掲げる建築士が同条各号に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。

第十七條の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、前條の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定めるところにより講習を受けなければならない。

一 一級建築士定期講習	イ 一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内に建築士事務所に所属した一級建築士であつて、一級建築士定期講習を受けたことが	当該建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内

(二級建築士試験の基準)

第十三条 (略)

2 前項の基準によつて試験すべき事項を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 一五 (略)

十六 法及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)並びにこれらの関係法令に関すること

(新設)

(新設)

<p>三 設備設計一 級建築士定期</p>	<p>二 構造設計一 級建築士定期 講習</p>			
<p>設計一級建築士証の交付を</p>	<p>法第十条の二第二項の設備 設計一級建築士証の交付を 受けた者であつて、構造設 計一級建築士定期講習を受 けたことがない者</p>	<p>ハ 一級建築士であつて、 建築士事務所に所属しな くなつた後、当該者が受 けた一級建築士定期講習 のうち直近のものを受け た日の属する年度の翌年 度の開始の日から起算し て三年を超えた日以降に 建築士事務所に所属した 者</p>	<p>ロ 一級建築士試験に合格 した日の属する年度の翌 年度の開始の日から起算 して三年を超えた日以降 に建築士事務所に所属し た一級建築士であつて、 一級建築士定期講習を受 けたことがない者</p>	<p>ない者</p>
<p>法第十条の二 第二項第一号 以内</p>	<p>法第十条の二 第一項第一号 に規定する講 習を修了した 日の属する年 度の翌年度の 開始の日から 起算して三年 以内</p>	<p>法第十条の二 第一項第一号 に規定する講 習を修了した 日の属する年 度の翌年度の 開始の日から 起算して三年 以内</p>	<p>遅滞なく</p>	<p>遅滞なく</p>

講習	<p>受けた者であつて、設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者</p>	<p>に規定する講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年以内</p>
<p>2 前項の規定（表第二号及び第三号を除く。）は、二級建築士について準用する。この場合において、同項中「一級建築士」とあるのは「二級建築士」と読み替えるものとする。</p>		
<p>3 第一項の規定（表第二号及び第三号を除く。）は、木造建築士について準用する。この場合において、同項中「一級建築士」とあるのは「木造建築士」と読み替えるものとする。</p>		
<p>4 法第二十二條の二の規定により同条第二号又は第三号に掲げる講習を受けなければならぬ建築士であつて、同条第一号に掲げる講習を受けた者は、同条第二号又は第三号に掲げる講習を受けたものとみなす。</p>		
<p>5 法第二十二條の二の規定により同条第三号に掲げる講習を受けなければならぬ建築士（第四項に掲げる者を除く。）であつて、同条第二号に掲げる講習を受けた者は、同条第三号に掲げる講習を受けたものとみなす。</p>		
<p>（管理建築士の業務要件）</p>		
<p>第二十條の五 法第二十四條第二項の国土交通省令で定める業務は、次に掲げるものとする。</p>		
<p>一 建築物の設計に関する業務</p>		
<p>二 建築物の工事監理に関する業務</p>		
<p>三 建築工事契約に関する事務に関する業務</p>		
<p>四 建築工事の指導監督に関する業務</p>		
<p>五 建築物に関する調査又は鑑定に関する業務</p>		

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

六 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理に関する業務

2 前項各号に掲げる業務に従事したそれぞれの期間は通算するこ
とができる。